昭和四年七月二十二日　日本勞働組合同盟

大阪合同勞働組合緊急擴大本部委員會

書記人　北花區江成町二三　津島吉代号

金正米吉君の除名に關する眞相を發表します

一、緊急擴大本部員會の決定

去る七月二十二日開かれた吾大阪合同勞働組合緊急擴大本部員會は金正米吉君の法律部長を解任すると共に斷然同君を吾組合より除名することを決議した。

金正君に關しては從來さかく面白からぬ風評を耳にし且、吾組合としてもそれを裏書するが如き事實に屢〻當面したのであるが、然し、組合内の不統一と總同盟に相對の波亂の起ることを憂へて表面的な問題とせず、遂に今日に至つた。然るに金正君の態度は其後何等改まざるばかりか、最近に至つて他組合の二三幹部と策謀して吾組合及大阪聯合會攪亂の運動を開始するに至つた。これ今回除名の動機となつたものであつて、親愛なる全組合員に對し以下その眞相を公にする。

二、階級的裏切行爲

金正君が資本家に取引してゐると言ふことは久しい以前からの評判であつたが、然し吾々は今更それを問題にはしない。只それを裏書するかの如き最近の事實に就いてのみ言はう。

（一）美津濃運動具工場爭議に於ける事實

昨年十月二十八日より行はれた美津濃運動具工場爭議は本年一月七日、福島、船場兩署長及府特高課の斡旋に依つて解決したのであるが、その解決條件は次の如くであつた。

イ、全員（四十三名）を解雇し、中二十一名を新規採用

ロ、一切の條件を撤回し、解雇手當、爭議費用、爭議中の手當を含めて金三千圓支給。

然し、此の解決案は既にその以前に於て調停者より交渉があつたのであるが、當の爭議團、爭議團の直接指導に當つてゐた藤岡君、更に吾組合の本部常任は凹つてこれに反對し、拒絶してゐたのである。

處が一月六日の夜、福島署より一寸來てくれとのことで故、本山、藤岡兩君爭議團代表が行くと、前記調停者から「調印を濟まして貰ひたい」とのことであつた。譯が判らないので兩君が「一體どうしたんです」と尋ねると「モウ話は濟んだ、金正君が知つてゐる筈だ、此の通り金も調へてある」と言つて示した。そこで兩君は「しばらく待つて貰ひたい」とて調印を行はずにその足で早速金正君の家へ馳つけて聞くと、「あれで話しをつけたモウあれ以上仕方が無いぢやないか」と言ふ答であつた兩君を始め之を知つた本部常任、爭議團幹部は共に憤慨したのであるが、事茲に至つては止むを得ないので、（金正君は當時吾が組合の組合長）極力爭議團をなだめて遂に正式の代表を選んで調印を濟ました。

（二）朝日乾電池爭議に於ける事實

同爭議は本年一月末より五十餘日に亘つて戰つたのであるが、その解決の際に當り、最初爭議の直接指導者である本山君が折衝して、四つの條件は承認されたが尚、爭議中の費用及手當の覺書を交換する、せないのことで折衝中であつた。スルト又も金正君が出て來て「君とは話しがしにくいと言ふから」とて當の本山君を除外して一人で折衝し、遂には「四つの條件と言ふのも相手は未だ承認してゐないではないか」と反對した。而して費用の方の話しが少し進むや「これ片をつけろ」と強要し、本山君が之に反對するや「勝手にしろ、爭議費用も後一週間は出してやる（組合會計より）が其後は責任を持たぬから」と脅迫するに及んだ。勿論斯かる金正君の態度が同爭議の解決に良からざる影響を及ぼしたことは言ふを決たない。

三、階級的良心の喪失

こうなることは惜て聯合委員會に於て問題になつたことである。本部累本部工所（金屬累本支部）主より子息の結婚記念なりとて聯合會及金屬勞働組合の幹部五名に對し使ひを以て置時計その他の贈り物を送つた。尤も當の幹部はるなかつたが、その受付に當つた一幹部が「ごうしやう」と相談したのに對し、金正君は「呉れると言ふ物は貰つたらいゝぢやないか」と何のためらいもなく平氣で答へた。

他の者からならば兎も角、資本家（而も支部のある）からの贈り物を平氣で受けられるやうな者眞に階級的良心があると言へやうか。

二、金正君は今回の内紛（同君等が起した）が起るや階級的立場を守る者に對し盛に逆宣傳を飛ばしてゐるが就中、本山君に對しては「やり方が共產黨的だ」とか「同志愛がない」とかあらん限りの中傷を行つてゐる。そしてその證左として先般組合常任、井上、藤岡、津脇の三君が同君宅を訪問した際に、大阪製瓶所に於ける團體交渉の問題と、三木、村尾、中富、市田、山口等を組合より除外したことを引例した。

先づ大阪製壜所の問題と云ふのに就て、曰く「本山なんかのやり方では組合が發展せぬ（組合員がふへぬと言ふこと）尤も今回大阪製壜所では團體交渉を行ふことにして大きな支部を作つたらしいが、これとても既に本山に對する反感が高まりつゝあるから長くは續かない」とそこで三君は「何故本山君が組合員に反感を持たれるのであらう」と不思議に思ひ乍ら次の言葉を聞いてゐると

「組合員の反感ではなくて工場の重役に反感を持たれてゐると言ふのである。即ち、工場は最初から組合を利用する考へで團體協約を結んだ、工場の重役は組合と言ふものが從業員の不平や不滿を抑へて呉れるものゝやうに思つたらしい、然し組合は彼等に利用されなかつたばかりか、工場長排斥其他の問題で逆にそれを利用して戰つて行き、本山君は從業員の自然發生的な不平不滿をよく組織して、その衝に當り、問題の解決に成功した。從つて工場の重役等の反感を買ふことは當然であつた。

金正君は斯樣な資本家の反感を買ふやうな行動を「共產黨的なやり方」と言ふのである。だが諸君、總同盟の綱領にはハッキリと「資本家と勞働者が兩立すべからざるものである」と書いてある。にも拘ず、前のやうなことが平氣で言へると云ふところに又、金正君の非階級的立場がうかゞわれるではないか。若し資本家から喜ばれないことが、共產黨的だと云ふのならば、吾々は寧ろ共產黨的であることを喜ぶ。現に同工場の從業員諸君は他の誰よりも本山君を信頼してゐる。

次に金正君は本山君を中傷して、井上君外三君に言つた「本山と言ふ男は、同志愛を持たない冷い男だ、若い者が組合の仕事をドン〳〵して組合員の信頼を得るやうになるとキット追出す癖がある、見給へ、三木、村尾、中富、山口正義等を追出したのはみんな本山の仕事ぢやないか、君等だつて今の中に考へなくては」と、山口正義君はさておき、他の四名を追出したのはそれ〴〵に非階級的な事實があつたからではないか（例へば村尾君は紡績資本家から三百圓、其他等々勞働者を賣つて金を貰つてゐるなど事實が明かになつて大阪聯合會からも除外されてゐる）反對に本山君は決して追出したのではない。事實はその反對に本山君始め其他の常任も極力引留たのにも不拘自ら合同勞働を出て紡織勞働の主事となつたのである。殊に本山君の如き資本家の誘惑の多い組合へ行くのは止せ、紡織には古くから運動してゐる鶴君と言ふ眞面目な人もゐるのだから、主事にはその鶴君をしたらいゝではないか」と本人の將來を考へて組合に留るやうすゝめたのであるが、遂にそれを振切つて出て行つたのであつて、決して吾組合から追出したのではない。最近村尾君と一諸になつて勞働者を賣る行爲を盛にしてゐるが、今にして思へばすでにその當時から村尾君は斷然があつたらしいのである。

何れにしても所謂に事實を曲げて中傷したり、裏切者を處分することを以て同志愛がないと言つたりする金正君には、一体階級的良心と言ふものが何處にあるか。

四、攪亂者は誰か

兎も角、金正君には階級的立場に言ふものは微塵もなく以上引例した以外にも吾組合としては爭議等に於いて屢〻その被害を受けてゐるのであるが、餘り長くなるから之を省き今回の内紛を惹起するに至つた同君等の態度に明かにしやう。

金正君及これと意見を同じうする他組合の少數策謀家は今回の聯合會内紛が、本山君の責任の如く言つてゐる然し、事實は吾組合員の支持のなくなつた金正君が、何とかして今一度吾組合をその羈絆下に置かうとして、他組合の少數策謀家と相謀り、聯合會の問題にして他組合の力を借つて本山君を陷れ、其他順次現在第一線に立つてゐる現在の本部常任を逐ひやうとした陰謀から發足したものである。今その動機及經過の大体を示さう。

即ち、金正君は當時吾組合の組合長でありながら、大阪聯合會に大會に提出された吾組合大會の決定議案「闘爭連絡綱組織提唱之件」に反對せんとし、更に役員選擧の際に當つても、吾組合としては二回の本部員會及代議員會打合會に於いて決定してゐるにも不拘、大會中强制的に代議員の打合會を開かし、金正君の意見は採用されなかつた。

だが勿論、金正君は本山君宛に組合長辭任の通知を送つた。理由は「病身且不肖にしてその任に堪へず」と言ふのである。そこで組合では直に本部員會を招集すべきであつたが、然し、出來得べくんば問題を表面化しない中に云ふ本山君の深慮から一應金正君に「留任して呉れるやう」に頼み、更にそれが容れられぬので、大矢省三君を介し二度も留任勸告をしたのであるが、これも拒絶されるに至つたので止むなく本部員會を開催し金正君の辭任を承認、後任に安井支部長手代木君を推選した。同後に本部員中より意見が出て金正君の會計解任を滿場一致決定したのである。

然し金正君はその決定に從はず、「組合長は辭めても會計は辭めぬ俺を會計から解任しやうと思へば臨時大會を開け」と居直つた。そこで組合としては何とか處理しなければと考へてゐる中に、市會議員の選擧が行はれるに至つたので、一時此の問題の處理を差控へたのである而るに選擧に引續いて、秋山ゴム、阪元ゴム、千代田木管、椋本製鏡、朝日木管、大阪製壜所等の爭議發のため組合常任が、西に東に多忙な戰ひをつゞけてゐるスキをネラツて金正君は他組合の長田、塚本、西尾君等と協力し、他組合を味方に引入れるために「共產黨的だ」とか「攪亂運動をやつてゐる」とか出鱈目な理由をつけて本山君の除名其他の無理な問題を提起したのである。

斯樣に本山君對金正君の問題は徹頭徹尾金正君に依つて起されたものであつて、これを金屬勞働組合の問題と結びつけて云々することこそ、吾組合及本山君を陷れんとする金正君の計畫的な策動なりと言ふべきである。

五、總同盟の傳統的精神を守れ!!

金正米吉君除名に關する眞相は大体以上の如くであつて、之を要約すれば、

一、階級的裏切

二、組合及大阪聯合會の攪亂

が、その理由である。

全組合員諸君!!　金正君平素の行動を知つてゐられる諸君は必ずやうなづかれるところがあるであらう。

吾緊急擴大本部員會は以上の理由によつて、組合規約第十一條に依り斷然同君を除名した。從つて、今後吾組合員は何等關係なきことをお知らせすると共に、吾組合は今後共彼等の如き裏切者、攪亂者を排撃し、吾總同盟の綱領である——

資本家階級と勞働階級とが絶對に兩立せざることを確信し……有効なる戰術と斷呼たる勇氣とを以つて……資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘爭せんことを期す。

等の精神を確守し、日毎に高まる資本の攻勢に對し、飽迄その戰闘的傳統を守つて行動せんことを誓ふものである。